

熊本県消費生活センターが移転します

消費者問題が複雑・悪質・多様化するなか、皆様からの相談に迅速かつ適切に対応するなど相談体制の充実強化を目指して、熊本県消費生活センターは、熊本市水道町から県庁内に移転することになりました。

◆移転期日 4月1日(水)

◆移転場所 県庁新館4階

環境生活部 食の安全・消費生活課内

◆相談電話 ☎383-0999

※従来の相談電話番号は、廃止。

◆相談時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

◆その他

3月27日(金)・30日(月)・31日(火)の3日間は、移転作業のため相談業務を休ませていただきます。

この間の相談は、役場、警察署などで相談を受付けています。

4月1日より通常どおり相談を受付けます。

菊陽町農業委員会一般選挙のお知らせ

任期満了(平成21年5月6日)に伴う菊陽町農業委員会委員一般選挙の日程が決まりました。

■選挙期日(投票日) 4月26日(日)

■告示(立候補受付) 4月21日(火)

・午前8時30分～午後5時(菊陽町役場)

■立候補予定者説明会 3月31日(火)

・午前9時開始(菊陽町役場大会議室)

■選挙による委員定数 12人

■投票できる人

・菊陽町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人。

※選挙人名簿の資格はあっても、名簿に登録されていないと投票できません。

■選挙人名簿の縦覧および異議の申出

・3月9日(月)まで

※衆議院の解散に伴い投票日が重複する場合には、農業委員会委員一般選挙の告示日(立候補受付日)と投票日の期日を変更する見込みです。

問い合わせ 町選挙管理委員会 ☎232-2111

子ども医療費助成制度の申請はお済みですか？

平成21年4月1日より、子ども医療費の対象が小学校3年生から小学校6年生までに拡大されます。

- 制度の変更に伴い、新たに助成対象となる新小学校5年生、6年生につきましては申請が必要となります。まだ、申請がお済みでない方は、各小学校を通じて配付してある申請書を提出してください。



・申請に必要な物

子ども医療費受給者証交付申請書
対象児の健康保険被保険者証
振込指定口座用の通帳またはカード
健康・保険課国民健康保険係、武蔵ヶ丘支所
※郵送で申請書を提出する場合は必ず保険証と通帳またはカードの写しを申請書に同封してください。
宛先 〒869-1192
菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町役場 健康・保険課 子ども医療費担当

・申請場所

- 新小学校4年生までの対象児につきましては、今までの資格を継続しますので、申請の必要はありませんが、加入保険などに変更がある場合はお届けください。

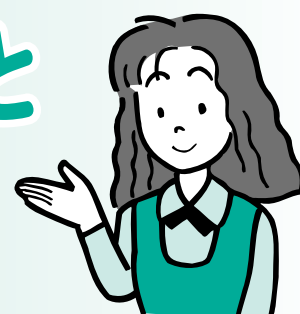
・変更届が必要な場合

・転職、退職などで健康保険が変わった場合
・転居などで住所が変わった場合
・戸籍の変更により氏名が変わった場合
・振込指定口座を変更する場合 など

問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎232-4912

ご存知ですか？

障害基礎年金のこと



●障害基礎年金をもらうには

障害基礎年金は、国民年金の被保険者期間中もしくは60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある人が、初めて受診した病気やけがが原因で政令に定める1級または2級*の障害の状態になったとき、受けることできる年金です。

*1級・2級は、年金法で定められた等級で身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

●受給するための要件

初診日のある月の前々月までに、保険料を納めた期間(厚生年金等加入期間を含む)と免除期間を合算した期間が、年金加入期間の3分の2以上であることが必要です。ただし、初診日が平成28年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。

●国民年金加入前に障がい者になった人は

国民年金に加入する20歳前に1級、2級の障がい者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人の所得制限があります。

問い合わせ

熊本西社会保険事務所

☎355-3261

町民課 年金係

☎232-4914

社会保険庁ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

引越しの手続きをお忘れなく!!

春は、転勤や入学、就職と引越しが多いシーズンです。3・4月は窓口が大変混み合いますので、時間にゆとりをもって手続きにおいでください。

届出種類	転入届	転出届	転居届
届出内容	ほかの市町村から菊陽町に住み始めた場合	菊陽町から他の市町村へ住所を移す場合(国外も含む)	菊陽町内での住所変更の場合
届出期間	転入した日から14日以内	引越し予定日の14日前から	転居した日から14日以内
届出義務者	本人または世帯主	本人または世帯主	本人または世帯主
持参するもの	・転出証明書(前住所地の市区町村発行) ・印鑑 ・国民年金加入者は、年金手帳 ・子ども医療費に該当する場合は健康保険証 ・本人確認書類(※)	・印鑑 ・国民健康保険加入者は国民健康保険被保険者証 ・子ども医療費、後期高齢者医療対象者はその受給証 ・印鑑登録をしている方はその登録証 ・65歳以上の方は、介護保険被保険者証 ・本人確認書類(※)	・印鑑 ・国民健康保険加入者は国民健康保険被保険者証 ・子ども医療費、後期高齢者医療対象者は、その受給証 ・国民年金加入者は、年金手帳 ・65歳以上の方は、介護保険被保険者証 ・本人確認書類(※)

※これらの手続きには、本人確認が必要です。本人確認に必要な書類は、運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・写真付住民基本台帳カードなどいずれか1点(これら写真付証明書をお持ちでない場合は、健康保険証・介護保険証・本人名義の通帳など複数必要です)。

なお、第3者(本人または同一世帯の方以外)が届出する場合は、すべての届出に「委任状」が必要です。

問い合わせ 町民課 町民係 ☎232-4914